

第6章 誘導施設

1 基本的な考え方

誘導施設は、都市再生特別措置法において「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」とされています。

『立地適正化計画作成の手引き／国土交通省都市局都市計画課』においては、中心拠点と地域／生活拠点に区分して、以下のように誘導することが考えられる都市機能と施設の具体例を示しています。

【表6-1 誘導施設の例】

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■ 中核的な行政機能 例. 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設 コミュニティサロン 等
子育て機能	■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、放課後児童クラブ 子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 食品スーパー、コンビニ
医療機能	■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院	■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 診療所
金融機能	■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局、ATM
教育・文化機能	■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）

2 誘導施設の設定

ここでは、本市における都市機能の立地状況及び立地による影響を整理し、誘導施設の設定について検討します。

(1) 都市機能の現況・立地による影響

①行政機能

市役所やふれあいセンター等の行政窓口（住民票発行等）は、最も利用頻度の高い行政機能であり、その地区の生活利便性の向上につながります。現状では、勝川駅周辺及び神領駅周辺都市機能誘導区域を除く各都市機能誘導区域に立地しています。また、市街化調整区域を含めて、市内全域に立地しています。

②高齢者福祉（介護福祉）機能

高齢者福祉施設は、高齢化の進行により必要性が高まっています。通所系、小規模多機能、訪問系の高齢者福祉施設は、人口密度（高齢者人口密度）に応じた充足状況にあり、利便性が高いといえます。また、これら的高齢福祉施設は、利用者の送迎がある等、立地場所による利用者への影響は少ないと考えられます。介護や健康、医療等のさまざまな面から地域で暮らす高齢者を支える施設である地域包括支援センター等については、拠点での立地が考えられます。

③子育て機能

子育て支援施設は、人口バランスの改善、少子化対策として居住地を探す子育て世代から、ライフタウンとして選ばれるために重要な施設です。現状では、鳥居松・JR春日井駅周辺都市機能誘導区域に3施設、高蔵寺ニュータウン都市機能誘導区域に2施設、勝川駅周辺都市機能誘導区域に1施設が立地している状況です。

また、一時預かり施設も安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上に資する施設であるため、子育て支援施設と同様に居住地を探す子育て世代から、ライフタウンとして選ばれるために重要な施設です。現状では、鳥居松・JR春日井駅周辺、勝川駅周辺、高蔵寺駅周辺、味美駅周辺及び高蔵寺ニュータウン都市機能誘導区域に1施設が立地している状況です。

④商業機能

食品スーパーをはじめとした商業施設は、日常生活での利用が多く、居住先を選択する上での大きな要素となります。現状では、全体として人口密度に応じた充足状況にありますが、神領駅周辺及び名鉄春日井駅周辺都市機能誘導区域に立地していない状況です。

⑤医療機能

日常生活を送る上で、医療施設は欠かすことのできない施設です。医療施設のうち、病院及び診療所は人口密度に応じた充足状況にあり、利便性が高いといえます。本市における医療の拠点である春日井市民病院は、将来にわたり現在の位置を維持する方針です。医療機能は、かかりつけ医のように初診を身近な地域で受けた上で春日井市民病院等の総合病院にて受診するといった機能分担を図る必要があります。

⑥金融機能

銀行等の金融機関は、その地区の利便性向上につながります。現状では、市内全域で人口密度に応じた充足状況にあり、コンビニエンスストアのATM等を含めると利便性が高い状況となっています。

⑦教育機能

専門学校や大学（サテライトキャンパス含む）は、市外から若者を呼び、賑わいの創出につながり、市内就労、定住といった効果が期待できます。しかし、現状では、都市機能誘導区域での立地はありません。

⑧文化機能

集会施設や図書館等の文化施設は、地域の文化活動を支え、利用者の世代も問わず魅力のある施設です。また、文化施設は、その整備によって新たな交流が生まれ、地域の活力維持・魅力の向上といった効果が期待できます。現状では、集会施設は全ての都市機能誘導区域において充足した状況にあります。図書館は、鳥居松・JR春日井駅周辺及び高蔵寺ニュータウン都市機能誘導区域に立地しています。

【表6-2 都市機能の立地状況】

都市機能	単位	鳥居松・JR春日井駅周辺	勝川駅周辺	神領駅周辺	高蔵寺駅周辺	味美駅周辺	名鉄春日井駅周辺	高蔵寺ニュータウン
①行政機能								
市役所、出張所等(窓口)	箇所	1	0	0	1	1	1	1
②高齢者福祉施設(介護福祉)機能								
高齢者福祉施設	箇所	13	7	1	6	7	7	1
地域包括支援センター	箇所	1	1	0	0	0	0	1
③子育て機能								
保育所	園	7	8	2	4	1	0	1
子育て支援施設	箇所	3	1	0	0	0	0	2
一時預かり施設	箇所	1	1	0	1	1	0	1
④商業機能								
スーパー(延床面積1,500㎡以上)	箇所	1	1	0	1	1	0	1
スーパー(延床面積500㎡以上1,500㎡未満)	箇所	4	3	0	0	0	0	0
⑤医療機能								
病院(内科、外科)	箇所	0	1	0	1	0	0	0
診療所(内科、外科)	箇所	7	14	6	4	1	2	2
その他の医療施設	箇所	10	11	1	1	1	0	3
⑥金融機能								
銀行	箇所	6	5	0	0	1	1	1
郵便局	箇所	3	1	1	1	1	0	1
信用金庫・信用組合・労働金庫	箇所	5	1	1	2	1	0	0
農業協同組合	箇所	0	0	1	1	0	1	0
⑦教育機能								
小学校	校	2	2	0	0	1	2	0
中学校	校	0	0	0	1	0	0	1
大学・専門学校	校	0	0	0	0	0	0	0
⑧文化機能								
集会施設	箇所	3	3	1	2	1	1	4
図書館	箇所	1	0	0	0	0	0	1
図書室	箇所	0	0	0	1	1	1	0
参考 公共交通								
中心駅の乗降(1日あたり乗降数) ※2021年(令和3年)利用者数	人	25,781	28,588	21,434	31,320	4,276	2,512	-
バス停(基幹的なバス路線)	箇所	11	5	1	5	1	0	1
バス停(基幹的なバス路線以外)	箇所	0	0	0	0	0	0	0
バス停(合計)	箇所	11	5	1	5	1	0	1

【表6-3 想定される誘導施設】

都市機能	効果	具体的な施設(候補)
①行政機能	行政手続きを身近に	市役所、公民館、ふれあいセンター 等
②高齢者福祉(介護福祉)機能	住み慣れた地域で生涯にわたって生活	通所型福祉施設、地域包括支援センター、デイサービス施設、老人ホーム 等
③子育て機能	子育てしやすい環境	子育て支援施設、一時預かり施設、保育所、児童館 等
④商業機能	買い物環境の充実	大規模商業施設、食品スーパー 等
⑤医療機能	安心して医療を受けられる	病院、診療所 等
⑥金融機能	日常生活の利便を充実	銀行、信用金庫、郵便局 等
⑦教育機能	教育環境の充実(賑わい創出)	大学・専門学校(サテライト) 等
⑧文化機能	地域の文化を支える交流を生み出す環境	図書館、博物館、美術館、ホール、集会所 等

(2) 誘導施設の設定

①行政機能

市役所やふれあいセンター等の行政窓口（住民票発行等）は、概ね市内全域をカバーするかたちで立地しています。

今後、本計画の見直し等の際には、関連する計画と整合を図りながら誘導施設としての位置づけを検討します。

②高齢者福祉（介護福祉）機能

通所系、小規模多機能、訪問系の高齢者福祉施設の現状は、人口密度（高齢者人口密度）に応じた充足状況にあり、利便性が高い状況となっています。高齢化が進む高蔵寺ニュータウン都市機能誘導区域においては、地域で暮らす高齢者を支える観点から、地域包括支援センターを誘導施設として設定します。

③子育て機能

子育て支援施設及び一時預かり施設は、人口バランスの改善、少子化対策として居住地を採る子育て世代からライフタウンとして選ばれるために重要な施設であるため、全ての都市機能誘導区域に誘導施設として設定します。

④商業機能

商業施設は、身近な買い物環境を充実させ、日常生活を支える施設であり、また、居住先を選定する際の重要な要素になり得ることから、現在商業施設が立地していない神領駅周辺及び名鉄春日井駅周辺都市機能誘導区域に誘導施設として設定します。

ただし、小規模な施設は、居住エリアでの立地も考えられることから、中規模程度以上の生鮮食料品を取り扱う商業施設を設定します。

⑤医療機能

医療施設は、現状で充足しており、また、医療機能の種類（診療所等）を踏まえて都市機能誘導区域以外の地域を含めて身近に立地していることが適切と考えられます。総合病院である春日井市民病院等の立地場所を考慮して、生活エリアと総合病院との交通ネットワークの整備・充実を図ります。

今後、本計画の見直し等の際には、医療施設の立地動向を踏まえつつ、関連する計画との整合を図りながら誘導施設としての位置づけを検討します。

⑥金融機能

日常的な利用目的の金融機関は、全市的に充足し、利便性が高い状況となっています。

今後、本計画の見直し等の際には、金融機関の立地動向を踏まえつつ、誘導施設としての位置づけを検討します。

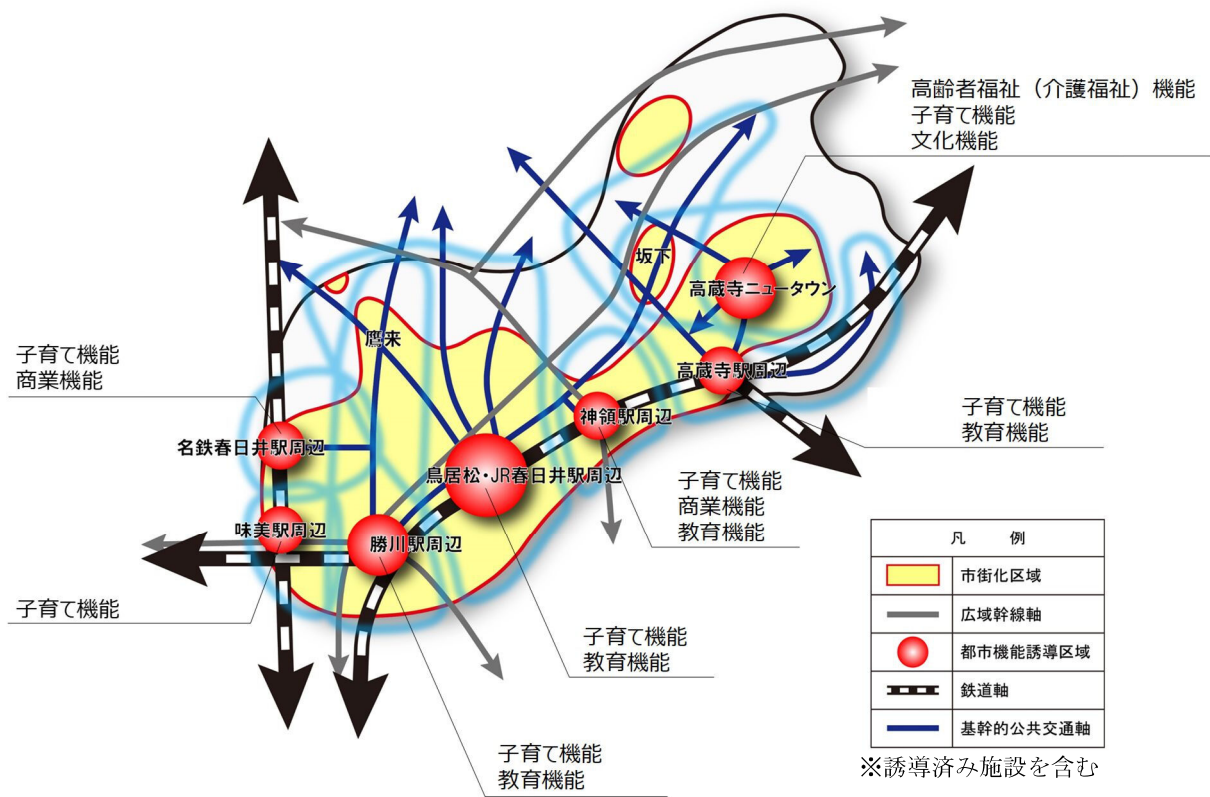
⑦教育機能

専門学校、大学（サテライトキャンパス含む）は、若年人口の回復、賑わいの創出のために誘導が望まれることから、交通利便性の高いJR中央本線沿線の都市機能誘導区域に誘導施設として設定します。

⑧文化機能

集会施設等は、現状で充足しています。図書館は、高蔵寺ニュータウンの再生に向けた拠点として新たな交流の場や地域の魅力を創出する機能となることから、高蔵寺ニュータウン都市機能誘導区域に誘導施設として設定します。

【図6-1 都市機能誘導区域ごとの誘導施設】



【表6-4 本計画において設定する誘導施設】

誘導する機能	具体的な施設	定義	誘導する区域
高齢者福祉 (介護福祉) 機能	地域包括支援 センター	介護保険法第115条の46第1項 に規定する施設	高蔵寺ニュータウン (誘導済み)
子育て機能	子育て支援事業 を行う施設	児童福祉法第6条の3第6項 に規定する地域子育て支援拠 点事業を行う事業所	全ての都市機能誘導区域
	一時預かり事業 を行う施設	児童福祉法第6条の3第7項 に規定する一時預かり事業を 行う事業所	
商業機能	食品スーパー	大規模小売店舗立地法第2条 第2項に規定する店舗面積 1,500㎡以上の商業施設 (共同 店舗・複合施設等含む) で、生 鮮食料品を取扱うもの	神領駅周辺 名鉄春日井駅周辺
教育機能	大学	学校教育法第1条に規定する 大学	鳥居松・JR春日井駅周辺 勝川駅周辺
	専門学校	学校教育法第124条に規定する 専修学校	神領駅周辺 高蔵寺駅周辺
文化機能	図書館	図書館法第2条第1項に規定 する図書館	高蔵寺ニュータウン (誘導済み)

※ 設定する誘導施設は、今後緩やかな立地誘導を図る施設 (誘導済み施設を含む) です。

